

令和 2 年 9 月 28 日

令和 2 年第 3 回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会資料

(令和 2 年 9 月 24 日付託分)

スポーツ局

目 次

ページ

令和2年度9月補正予算

- 1 令和2年度9月補正予算の内容【スポーツ局関係】 1
- 2 令和2年度一般会計9月補正予算の概要【スポーツ局関係】 2
- 3 令和2年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【スポーツ局関係】 4

条例その他

- 4 宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者の指定の概要 5

1 令和2年度9月補正予算の内容【スポーツ局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内訳 科目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源	説明
				特定財源				
				国庫支出金	県債	その他		
(款) 総務費	4,332,673	99,597	4,432,270	83,417	—	—	16,180	
(項) スポーツ費	4,332,673	99,597	4,432,270	83,417	—	—	16,180	競技スポーツ振興 事業費補助 52,500 スポーツ施設費 47,097 (指定管理費 18,541 施設整備費 9,700 スポーツセンター感染症 対策費 18,856)
小計	4,332,673	99,597	4,432,270	83,417	—	—	16,180	
一般会計 計	4,332,673	99,597	4,432,270	83,417	—	—	16,180	

2 令和2年度一般会計9月補正予算の概要【スポーツ局関係】

(1) 県内スポーツの継続的な推進について

2款 総務費 10項 スポーツ費

⑨ 競技スポーツ振興事業費補助

ア 目的

県内スポーツの継続的な推進を図る。

イ 内容

県内プロスポーツチーム等が行う試合開催時の感染症防止対策等に対して補助する。

ウ 予算額 52,500千円

(2) スポーツ施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について【スポーツ局関係】

2款 総務費 10項 スポーツ費

一部(新) スポーツ施設費

ア 目的

県の指定管理施設等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び山岳スポーツセンターの利用者の安全確保を図る。

イ 内容

(ア) 指定管理費

新型コロナウイルス感染症の影響による施設休止等や感染拡大防止対策の実施に伴う追加費用等について負担する。

(現基本協定に定める年割額からの変更点：新型コロナウイルス感染症の影響による追加費用等の増 年額+18,541千円、影響する年度 令和2年度)

(イ) 施設整備費

山岳スポーツセンター（秦野市戸川）の利用者の安全確保のため、施設の周囲等に防護柵等設置工事を行う。

(ウ) スポーツセンター感染症対策費

スポーツセンター（藤沢市善行）において、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、サーモグラフィー等の感染症対策用品を整備する。

ウ 予算額 47,097千円

3 令和2年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【スポーツ局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額 千円	区 分	期 間	金 額 千円	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
山岳スポーツセンター施設整備費	26,400	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	26,400	そ の 他	-	
					一般財源	26,400	

(参 考) 宮ヶ瀬湖カヌー場指定管理費関係

事 項	限 度 額 千円	区 分	期 間	金 額 千円	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
宮ヶ瀬やまなみセンター等指定管理費	808,837 (96,427)	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和7年度	808,837 (96,427)	そ の 他	5,705 (0)	
					一般財源	803,132 (96,427)	

※ 宮ヶ瀬やまなみセンター等指定管理費には、宮ヶ瀬やまなみセンター（政策局所管）、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地（環境農政局所管）と宮ヶ瀬湖カヌー場（スポーツ局所管）の3施設分の指定管理費が含まれており、政策局でとりまとめている。（ ）は、宮ヶ瀬湖カヌー場に係る額（内数）を示す。

4 宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立宮ヶ瀬やまなみセンター条例第3条、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例第3条、神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称

宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場

イ 指定管理者

(ア) 名称

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

(イ) 主たる事務所の所在地

愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地

ウ 指定期間

令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで

参 考 指定管理者候補の選定過程等

1 選定過程

(1) 募集期間

令和2年4月13日から令和2年6月5日まで

(2) 外部評価委員会

年月日	回数	内容
令和元年10月30日	第1回	現地視察、選定基準（案）の意見聴取
令和2年7月14日	第2回	書類審査、プレゼンテーション、質疑応答、採点、審査報告書の作成

(3) 申請団体と評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点 (100点)
		サービスの向上 (50点)	管理経費の節減等 (25点)	団体の業務遂行能力 (25点)	
1	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（愛甲郡清川村）	40	25	18	83

(4) 行政改革推進本部

令和2年8月31日 指定管理者候補の選定

2 指定管理者候補

名称	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
概要	(1) 設立年月日 平成4年10月1日 (2) 代表者 和田 久 (3) 所在地 愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地 (4) 主な事業 ・水源環境の理解促進に関すること ・宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化の推進に関すること ・その他公益目的を達成するために必要な事業に関すること ・上記公益目的事業に係る附帯事業の運営に関すること ・上記公益目的事業に定める事業に関連すること

<p>選定理由</p>	<p>宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p>【サービスの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の提案は、外部評価委員会の評価どおり、「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」、「利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金」の項目について高く評価できる。 <p>【管理経費の節減等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提案額の積算は適切になされている。 <p>【団体の業務遂行能力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「財政的な能力」の項目について高く評価できる。
--------------------	---